

食品・農産物の表示・認証,安全性確保施策にかかる動向と課題

WTO再交渉のもう一つの争点

〔要 旨〕

1. 新農業基本法での安全性・品質確保,消費者重視にともなって,遺伝子組み換え食品や有機食品をはじめとする表示・認証,あるいはISOやHACCPに関する動きが急である。
2. こうした背景には狂牛病, O - 157等の相次ぐ事件発生による消費者の不安と,加速する食品・農産物の輸入増大がある。
3. 直近の動向をみると, これまで9品目に限定されていた青果物の原産地表示が本年4月から全品目に拡充, 有機農産物・加工食品にかかる規格もコーデックス基準に沿った内容により本年4月から施行, 遺伝子組み換え食品を含有していることが科学的に検証可能な指定食品30品目について来年4月から表示義務づけ, 等となっている。
4. またISOやHACCPの認証を取得する企業も増加しており, 環境重視の流れに対応してISO14001を取得する農協も現れた。
5. これら表示・認証や安全性については, そのほとんどがコーデックス委員会をはじめとする国際基準に沿って設定されており, WTOとも密接な関係にあるが, 各国の独自の基準設定はきわめて難しくなっている。
6. 表示・認証の拡充にともない非遺伝子組み換え農産物の確保困難化等とあわせて特別栽培農産物の排除の問題が発生するなど, 生産農家に対する影響は大きい。また, 安全性については国際基準の設定にともない安全性レベルの低下を招いていること等も指摘されている。
7. しかしながら表示・認証, 安全性にかかるシステム導入は既に逃れられない流れとなっていることから, WTO再交渉におけるハーモニゼーションの持つ重要性認識, 地域性と国際基準との調和に向けた努力の積み重ね, 食料自給力の向上努力と自給, 地場流通が基本であるとの認識確立, 安全性についての基本哲学の確立, 等が急がれる。

目次

- | | |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 1. はじめに | 4. 最近の動向 |
| 2. 食料政策の流れと政策体系 | 安全性 |
| (1) 新農業基本法における「消費者重視の食料政策の展開」 | (1) ISO |
| (2) JAS法の改正 | (2) HACCP |
| 3. 最近の動向 | 5. コーデックス等国際基準とWTOとの関連 |
| 表示・認証 | (1) コーデックス委員会 |
| (1) 原産地表示 | (2) コーデックス基準等国際基準とGATT, WTO |
| (2) 有機農産物・食品 | 6. 問題点と今後の対応 |
| (3) 遺伝子組み換え作物・食品 | (1) 表示制度等と国際基準の持つ問題点 |
| | (2) 対応課題 |

1. はじめに

このところ遺伝子組み換え食品、有機食品をはじめとして表示・認証に関する動きが急である。これは先の1999年通常国会で成立した食料・農業・農村基本法(以下「新農業基本法」)での安全性・品質確保、消費者重視にともなう措置である。この背景には狂牛病、O-157、ダイオキシンをはじめとする食品の安全性に関連した相次ぐ事件の発生と、マスコミの過激な報道も手伝って累積した消費者の不安が存在している。そしてこれらの足元には加速する食品・農産物の輸入増大がある。

表示・認証、安全性・品質の向上にかかる動きは、基本的にはこうした不安解消等消費者ニーズへの対応にともなうものであ

るが、事はさほど単純ではなく、政治的要素も含めてその動きは多様かつ複雑であり、当然のことながらWTO交渉とも密接に絡んでいる。すなわち欧米をはじめとする食料輸出戦略と裏腹の関係で動いている側面があることは否定しがたい。

93年に合意をみたガット・ウルグアイ・ラウンド交渉では我が国は米の市場開放問題に偏重しすぎたきらいがあり、国際基準と各国基準との調和(調整)の問題、いわゆるハーモニゼーションについてはさほどの注目を集めることはなかった。そしてこのハーモニゼーションの問題は国際化が一段と進行し、安全性・品質確保がますます求められるなかで一層重要性を増し加えつつある。

本稿は表示・認証等にかかる動向・内容等についての整理を第一義としている。あ

わせてこれらが我が国農業にどのような影響を及ぼしWTO交渉とどう関係してくるのかについても若干の考察を提示することをねらいとしている。

2. 食料政策の流れと政策体系

(1) 新農業基本法における「消費者重視の食料政策の展開」

前段として新農業基本法における食料政策について確認しておこう。

新農業基本法の特徴は市場原理の徹底とともに農業の持つ多面的機能等非経済的価値の重視にあるが、あわせて消費者重視の姿勢を明確化したことも特徴の一つとして

あげることができる。

新農業基本法は消費者重視の食料政策の展開について、第2条で「食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない」との基本精神を踏まえて、同法16、17条で食品の衛生管理・品質管理の高度化ならびに表示の適正化等、食生活に関する指針の策定、食品産業の健全な発展を三つの柱とする取り組みが必要であるとしている。^(注1)

そして新農業基本法の趣旨を具体的に展開していくために「特定農産加工業経営改

第1表 表示に関する法律の概要

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	農林物資について、品質の基準と表示の基準であるJAS規格を定め、これに合致しているものについてマークを付す「JAS規格制度」(任意)、特に必要があるものについて品質に関する表示の基準を定め、製造業者・販売業者に表示を義務づける「品質表示基準制度」について定められている。
食品衛生法	食品一般の容器包装された食品について表示基準が定められており、品名、製造者の住所・氏名、食品添加物名、品質保持期限、乳等ではさらに、種類別、殺菌温度等の表示が義務づけられている。また、虚偽・誇大な表示や広告の規制についても定められている。 なお、JAS法の規定により食品衛生法の規定が排除されるものではなく、JAS規格の表示の基準及び品質表示基準において、食品衛生法上の表示が義務づけられているものについても一括して枠内に表示することを原則としている。
栄養改善法	国民の栄養改善の観点から、販売する食品(特定用途食品を除く)に栄養成分、熱量に関する表示をしようとする場合は栄養表示基準にしたがった表示を義務づけている。
不当景品類及び不当表示防止法	公正な競争を確保し、一般消費者の利益を保護するため、不当な表示を禁止している。これに基づいて定められる公正競争規約は、各業界の自主的ルールであり、会員事業者のみに拘束力を有している。 なお、JAS規格の表示の基準及び品質表示基準においては、景表法の表示事項も的確に表示されるように定められている。
計量法	適正な計量の確保の観点から、計量の基準を定め、食品の計量を正確に行う努力義務を求めている。 食肉、野菜、魚介類等の消費生活関連物資については、一定の誤差(量目公差)の範囲内での計量を義務づけるほか、これらのうち一定の商品については容器包装に密閉して販売する際に正味量の表示を義務づけている。

資料 農林水産省

理解できよう。

(注1) 新農業基本法関係条文

「(食料消費に関する施策の充実)

第16条 国は、食料の安全性の確保及び品質の改善を図るとともに、消費者の合理的な選択に資するため、食品の衛生管理及び品質管理の高度化、食品の表示の適正化その他必要な施策を講ずるものとする。

2. 国は、食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資するため、健全な食生活に関する指針の策定、食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(食品産業の健全な発展)

第17条 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るため、事業活動にともなう環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、農業との連携の推進、流通の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。」

(注2) 厚生省は、そば、小麦、牛乳等アレルギーで健康を損なう可能性のある原材料について表示を義務づける方針を固め、2001年4月からの施行を目指していることが報じられている。(朝日新聞2000年2月4日夕刊)

(2) JAS法の改正

表示・認証等にかかる一連の動きは「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」、いわゆるJAS法の改正として位置づけられている。これらの具体的な動向・内容については第3章以下でみることにし、JAS制度そのものについては次頁<補論>を参照願いたい。

なお、今回のJAS規格制度の見直しは、5年ごとに既存の規格を見直すことを法定化し、不要となった規格の廃止等を積極的にすすめるとともに、規格制定等の際に国際規格を考慮しようとするものである。あわせて事業者自身による格付けの表示のための仕組みの導入、登録格付機関等への民間能力の活用を内容とするものである。

3. 最近の動向

表示・認証

先に表示・認証についての最近の動向等についてみることにするが、表示はあくまで消費者の判断で商品を選択できるように措置するものであって、安全性の問題とは切り離して位置づけされていることにあらかじめ留意しておく必要がある。すなわち遺伝子組み換え食品については厚生省から安全宣言が出されており、有機食品の認証をうけていない慣行栽培でつくられたものも安全性に関しては変わりがない、というのが行政の基本姿勢である。そのうえで非遺伝子組み換え食品や有機食品を食べるかどうかは消費者の選択の問題であるとされている。

(1) 原産地表示

a. 経過

青果物についての原産地表示は96年にスタートした。消費生活上重要な地位を占め、輸入品がある程度市場に出回るなど、原産地表示のニーズが高く、原産地による品質格差が大きい、等に該当する品目を対象に原産国表示が義務付けられたものでブロッコリー、サトイモ、ニンニク、根ショウガ、生シイタケが対象とされた。

98年にはゴボウ、アスパラ、サヤエンドウ、タマネギが追加された。

補論 JAS制度の概要

1. JAS制度のねらい

JAS制度は「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）」にもとづくもので、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用または消費の合理化を図ることをねらいとしている。

2. 体系

農林水産大臣が制定した品質基準及び表示基準による格付けに合格した製品にJASマークの添付を認めるJAS規格制度と、一般消費者の選択に資するため、特定の品目の農林物資についてすべての製造業者等に、農林水産大臣が制定した基準による品質に関する適正な表示を義務づける品質表示基準制度の二本立てとなっている。

3. JAS規格の内容等

(1) 規格の対象品目

酒類、医薬品等を除く すべての飲食料品及び油脂、農産物、林産物、畜産物及び水産物ならびにこれらを原料または材料として製造し、又は加工した物資（を除外）であって政令で定めるもの。

国内で生産されたものだけでなく輸入ものも該当する。

(2) 規格の内容

JAS規格において、品位、成分、性能、生産方法等の品質の表示に関する基準と、品質の表示に関する基準を制定することとされている。

品質基準は品質全般についての基準に加えて、特別な生産方法や特色のある原材料に着目した規格も制定できるようになっており、これを「特定JAS規格」としている。（例 有機農産物、地鶏、熟成ハム等）

(3) JAS規格による格付け

当該製品がJAS規格に適合しているかどうか検査し、適合していると判定されれば格付けの表示（JASマーク）をつけることができる。

格付けは、農林物資の原料が動植物で品質の均質性が保たれにくいこと、また、製造工程に人為の介入の余地が大きいこと等から第三者による格付けとされており、格付けを的確、円滑に行うのに十分な経理的基礎を有することとされていること等から、格付けは登録格付け機関、都道府県または農林水産省の機関が行うこととされている。

製品の検査は、主に製品を抽出（抜き取り）し、その試料を検査することとされている。また、生産工程の検査は生産の記録の点検や、定期的もしくは抜き打ちの現場検査の方法による。

表A 青果物一般等の表示ガイドライン

名称	対象	表示事項	制定機関
青果物の一般品質ガイドライン	青果物 野菜 果実 きのこ類	品名又は品種 産地又は原産国 生産者、出荷者又は輸入業者 内容量 サイズ又は品位	国
新食品等品質表示ガイドライン	食品としての性質評価が定まっていない新しいタイプの食品（健康食品、自然食品、コビー食品等）	品名 原材料名 内容量 賞味期限 保存方法 製造業者等 等	国
水産物表示ガイドライン	水産物	品目 解凍ものである場合は「解凍」の表示 養殖物である場合は「養殖」の表示 産地	(財)食品流通構造改善促進機構

資料 農林水産省

4. 品質表示基準制度の内容等

(1) 品質表示の義務化

あくまで製造業者等の自主性を基本としている。

(2) 対象物資

一般消費者がその購入に際して、その品質を識別することが特に必要と認められるもので、一般消費者の経済的利益を保護するため品質表示の適正化が特に必要で、かつ政令で指定されたものであること。

(3) 品質表示基準の設定とその内容

加工食品

品名、原材料（食品添加物を含む）名、内容量、賞味期限（品質保持期限）、保存方法、製造業者又は販売業者の氏名、住所等の主要事項について、消費者が見やすいように所定の様式にしたがって一カ所にまとめて表示すべきことが規定されている。（A表）

青果物

表示義務者は生産、輸入、市場等中間流通を含めてすべての販売業者に品質表示基準による表示が義務付けられており、品名、原産地名（国産品については都道府県名、輸入品については原産国名）を邦文で記載することとされている（A表）。

（注）（社）日本農林規格協会発行「JAS制度の手引き＜平成10年7月版＞」をもとに整理した。

b. JAS法改正の内容

今回のJAS法改正により、9品目に限定されていた青果物の原産地表示をすべての品目に拡充することとされ、あわせて64品目であった飲食料品の品質表示基準対象も、すべての飲食料品に拡充することになった。本年4月から施行される見通しである。^(注3)

全品目に表示を義務づけるに先立って二次にわたって刻みをつけてきたのは、表示意識の徹底には助走期間が必要であったためとされている。

c. 国際基準等との関係

加工食品についてはコーデックスの「包装食品表示一般規格」に準拠して改正されている。

d. 課題等

価格、品種等の表示に加えて原産地表示も義務づけられたことから、表示作業が増加することになるが、原産地表示の徹底をはかるには、流通段階だけでは対応が難しく、生産段階、産地側に対応を促す圧力が強まっている。^(注4)

(注3) 水産物については別途水産庁から水産物ガイドラインが出されており、魚種名、産地、養殖物、解凍物の表示が定められている。産地については国産は県名か地名、輸入品は国名か地名が原則であり、広域回遊魚については漁獲海域を表示することとされている。ガイドラインが作成された94年はサケ、マスのみが対象であったが、98年にアジ、サバ、貝類(赤貝、アサリ、カキ、シジミ、ハマグリ、ホタテ)が追加されている。今回JAS法の改正にもとづき、生鮮水産物については、2000年から原則としてすべての品目を対象として原産地等表示を実施する。水産加工品に

については、原材料原産地の表示のあり方を検討することとなっている。生鮮水産物の表示については水産物表示専門委員会で検討が行われているが、国産物は採捕・生産した水域・地域名、輸入物は輸出国名(地域)を原産地として、一点表示するとともに、表示項目は名称、原産地、養殖、解凍の4項目とする方向であることが報じられている。(みなと新聞ダイジェスト99年10月4日)

(注4) 表示作業を軽減するために、表示をプリントする機械導入への助成制度が設けられている。小売段階については98年度から、産地段階については99年度から開始され、半額が助成される。

(2) 有機農産物・食品

a. 全般的動向

有機農業はヨーロッパ、なかでもオーストリア、スイス、スウェーデン等の北～中欧諸国での取り組みが最も進んでいる。

この地域で有機農業が進展してきた理由・背景をみると、

国民の環境に対する意識がきわめて強く、農業が環境にやさしい面と負荷を与える面の両面あることについての理解が浸透している。

食料品の安全性についての関心が高く、特に狂牛病、O-157等の問題が発生して以来、関心は急速に高まっている。

国の政策のなかで、環境なり農業の位置づけが明確化されている。これを推進していくための実行措置・助成制度が確立されており、大きな効果を発揮している。

流通体制が整備されているとともに、研究・指導体制等も確立している。

気候が冷涼・乾燥しており、病虫害が

発生しにくい。

畑，牧草地が中心であり，有機農業に取り組みやすい。

我が国では60年代から有機農業，90年代に入っただ環境保全型農業への取り組みが行われてはきたが，高温多湿であることをはじめとしてヨーロッパとは背景を大きく異にしており，97年の「環境保全型農業調査（耕種部門）」（農林水産省）によれば，環境保全型農業への取組状況は水稲・果樹で5%，野菜で1%と低位であり，有機農業についてはごくわずかにとどまっている。

一方で，有機農産物市場はおおむね3千億円といわれており，有機農産物・食品はけっして珍しい商品ではなくなっており，量販店，外食産業での差別化商品としての取扱いが増加している。また，宅配方式によって家庭での有機農産物の消費も拡大しており，目下第三次のブームにあるといわれているが，輸入品とともに，「ニセ有機農産物・食品」もかなり混じっているとみられている。

b．法律的動向

有機農産物等については，93年に「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」で定義づけられ，96年，97年と改正されてきた。

しかしながらガイドラインには強制力がなく「ニセ有機農産物・食品」も多いことから，有機農産物・食品についても法律のなかで位置づけを明確にし，これに違反した場合には罰則が必要等の消費者からの強

い要望があった。

こうした動きを受けて農林水産省は（社）日本農林規格協会に委託して，97年7月有機食品の検査・認証制度検討委員会を設け，この場をつうじて論議を積み重ねてきた。

有機食品認証基準の法制化にあたっての最大の論点となったのが，ガイドラインで特別栽培農産物として位置づけられていた減農薬・減化学肥料によって栽培された農産物の取扱いについてであった。

結果的には特別栽培農産物を除外した限定的な基準とすることとされ，消費者サイドからの不当表示排除についての要請に応えるものとなった。ガイドラインに含まれていた特別栽培農産物が法律化された際に除外された基本的理由は，我が国基準をコーデックス委員会による国際基準に合わせたことによるものである。

これにともない現状では高温多湿で無農薬・無化学肥料による有機栽培の一般化が困難な我が国にとって，特別栽培農産物，すなわち減農薬・減化学肥料栽培による農産物が除外され，これまで「特別栽培農産物」を表示することをつうじて消費者の信頼を獲得し差別化してきたことが不可能になるとともに，有機表示農産物の相当部分が輸入ものに代替されることが懸念されている。

一方，92年に打ち出されたいわゆる新政策のなかで「農業の持つ物質循環機能を活かし，生産性との調和などに配慮しつつ，土づくり等を通じて化学肥料，農薬の使用

等による環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業」として環境保全型農業が登場した。環境保全型農業は有機農業、特別栽培をも包含する概念であり、用語自体も一般にもかなりなじみのあるものとなったものの、新農業基本法では一切登場せず、あらたに成立した法律も「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(以下「持続型農業促進法」)」とされた。

持続型農業促進法は新農業基本法で強調されている自然循環機能の維持増進、多面的機能の発揮等を担うものであり、概念的にも環境保全型農業とほぼ同一と考えることができる。

持続型農業にかかる栽培基準等についても策定されることになっているものの、具体的な検討への着手はこれからとなっている。

c．表示等

JAS法の改正後、農林物資規格調査会(JAS調査会)特定部会が重ねられ、有機農産物・加工食品にかかる特定JAS規格を決定し、本年4月から施行される予定である。

有機農産物は、果樹や茶は収穫前の3年間、野菜や稲などは種まき・定植前の2年間、農薬や化学肥料を使わないほ場で栽培することが条件となる。遺伝子組み換え作物や放射線を照射した作物は対象外としている。

あわせて肥料・土壌改良材、農薬、調整等資材について許可される資材類がリスト

で特定されこととなった。

また、加工食品は有機農産物の重量割合が95%以上であることとされ、使用可能な食品添加物、薬剤リストも定められた。

表示については、「有機農産物」「有機栽培農産物」「有機」などのほか「オーガニック」と表示することも認められた。転換期間中の場合は、名称の前か後に「転換期間中」と付記しなければならないとされている。

これら規格は今年の7月にコーデックス委員会で採択された有機食品の国際基準に沿ったものである。

d．認証

有機農産物・食品の規格が明示されたのにもない、これらが確かに基準どおりに栽培されたものであるかどうかについて客観的に第三者の認定を受け証明することが必要となった。

JAS法による有機農産物の認証制度では、農林水産大臣から登録を受けた登録認定機関が、製造業者、生産者(生産工程管理者)輸入業者を認定し、その認定を受けた業者が表示義務を行うことになっている。

認定機関にかかる基準は、審査または認定をする者について、有機農産物の生産を大学で学んだ場合は3年以上、高校の場合は4年以上、農業生産にかかわる指導、検査、試験研究を経験したものとされ、学歴がないものについては5年以上の農産物生産にかかる経験が必要とされている。

ところで認証を受けるにあたっては生産

者は認証料を支払う必要があり、コストアップを余儀なくされるが、これをカバーできる価格で有機農産物を販売することができるかどうか有機栽培増加のカギになる。

e. 課題

これまで整理されてきた基準、認証等制度は野菜、果樹を対象としたものであって畜産物についての制度創設については検討中である。^(注5)

ところで我が国での有機農業の多くは産直による顔と顔の見える関係を重視し、お互いの信頼関係によって取引を継続発展させてきたところも多く、基準・認証等の導入については必ずしも前向きではないところもみられる。基準法定化は基準の例外は認めないという原則に立つものであって、今後の対応が注目される。

なお、国の制度化に先駆けて県、市町村、生協、経済連、量販店等で独自に自主基準を設けて取り組んできたものも多い。こうしたところは特別栽培農産物についても位置づけを与え、可能な範囲で減農薬・減化学肥料をはかってきたものが多く、有機基準とは別に、早急に持続型農業促進法に対応した基準、表示等の整備を求め声が強くなっている。^(注6)

(注5) 我が国およびコーデックスの基準でも畜産は除外されている。これは畜産の場合、粗飼料、濃厚飼料を供給しながら飼養管理することから工程が多く、かつ複雑であることから農産物とは別途切り離して検討が行われている。コーデックス委員会では昨年7月に有機畜産ガイドラインをすでにまとめており、各国の意見を踏まえて調

整したうえで、本年の食品表示部会で検討することとされている。これにかかる最大の争点が有機飼料の自給率であるが、牛などの反芻畜で85%以上とし、地域的に達成が不可能な場合は期限つきで例外を認める内容となっている。

(注6) ちなみに林業の世界でも持続可能な森林経営の進捗状況を評価するための基準・指標づくりの動きが広がっている。国際基準の作成と認証を目的に93年に設立されたNPO組織である森林管理協議会(FSC、本部メキシコ)は99年7月現在で世界30か国、170か所1,600万haもの森林を認証している。認証後は対象森林から伐採された木材にはFSCのロゴマークが貼られ、住宅や家具などの木材製品はエコロジー商品として販売することができる。(日本経済新聞99年9月27日)

(3) 遺伝子組み換え作物・食品

a. 全般動向

現状、遺伝子組み換え作物はアメリカとカナダを中心に栽培されている。

アメリカ農務省の発表によれば99年の栽培面積に占める遺伝子組み換え作物の栽培面積に占める割合は、大豆で57%(98年42%)でそのすべてが除草剤耐性品種となっている。トウモロコシは除草剤耐性品種が8%(同9%)、害虫耐性品種が30%(同26%)。綿花は除草剤耐性品種で38%(同33%)、害虫耐性品種で27%(同23%)^(注7)。また、カナダはナタネで98年約38%(97年約20%)^(注8)となっている。

我が国でも国の研究機関、大学、民間企業等で遺伝子組み換え作物についての研究開発が積極的にすすめられており、一部については試験栽培も行われているが、商業生産までには至っていない。

ところで我が国で輸入されている穀物の内容(遺伝子組み換え品種、非遺伝子組み換え品種を合わせたもの)をみておくと、97年で

大豆506万トン(これに対し国産が15万トン),うちアメリカからの輸入が77%を占めている。ナタネは206万トン(同0.1万トン),うちカナダからが87%となっている。トウモロコシは1,470万トン(同0万トン)で、アメリカからの輸入がやはり87%を占めている。^(注9)

このように穀物の大半を海外に依存していることから穀物自給率は98年度(概算)で28%にまで低下しており,おのずと遺伝子組み換え作物を消費せざるを得ない構造が形成されていることが基本問題として存在しているのである。

こうした構造を背景にして,表示を義務づける方向で国内の議論が展開されるようになって以降,食品加工業者,飼料メーカー等の非遺伝子組み換え作物へ切り替える動きは顕著である。

しかしながら最近では非組み換え作物の奪い合いからその調達が難しくなっており,トウモロコシや大豆等の使用を避け,小麦など他の穀物で代替する動きも広がってきている。

なお,非組み換え作物は組み換え作物に比較して30%以上も価格は高くなるが,最終商品として消費者が購入する価格はほとんど据え置かれていることから,切り替えにともなうコストアップ分の転嫁が問題化しており,経営体力の乏しい中小企業での非遺伝子組み換え作物の取扱いを困難化させている面もみられる。

b. 各国の動向とWTO

遺伝子組み換え作物についての各国の態度は,アメリカ,カナダとその他の国とでは鋭く対立する構図となっており,後でみるようにWTO交渉にも大きな影響をもたらしている。

表示についてはアメリカ,カナダは既存の食品と比較して著しい成分変化がある場合等を除いて,表示の義務づけは必要ないとしているのに対し,EUは97年5月に新食品規則を施行し遺伝子組み換え食品の表示を行うこととした。しかしながら具体的な実施細目の決定が遅れたこと,表示が不要なネガティブリストが明らかにされていないことから,現状では円滑な実施はみえない(第2表)。

また,オーストラリア,ニュージーランドにおいても表示を義務づける方針を決定しているとともに,韓国も表示義務づけを法律で定め,表示対象品目を検討中であるとされている。

遺伝子組み換え技術についての研究開発では欧米で激しい競争が展開されているが,現状アメリカが先行している。

なお,EU加盟国の大半は現状では新たな

第2表 各国における遺伝子組み換え食品の表示の状況

		日 本	アメリカ	E U
組 成 ・ 用 途	従来と異なる食品	義務表示	義務表示	義務表示
	従来と同じだが,組み換えDNA等が存在する食品	^(注) 義務表示	任意表示	^(注) 義務表示
	従来と同じだが,組み換えDNA等が存在しない食品	任意表示	任意表示	任意表示

資料 農林水産省
^(注) 日本は「不分別」の表示を認めているが,EUはこれを認めておらず,また,組み換えDNA等が存在するかどうかを判断する基準も示されていない。

生産・販売は認可すべきではないとしており、新規制の承認が見込まれる2002年までは認可が事実上凍結されている。

このように各国の利害は複雑に入り組んでいることから、WTO再交渉で遺伝子組み換え作物の取扱いが主要な争点の一つになることは必至であり、対立するアメリカとEUとの間で日本がその調整役をつとめようとしている。

WTOでは、基準・規格による貿易阻害の問題に対してはTBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）とSPS協定（衛生植物検疫の適用に関する協定）とによる対応があり、どちらの協定で規律されるべきであるかという問題もあるが、これまでの議論は主にTBT委員会で行われている。

遺伝子組み換え食品の表示については目下、コーデックス委員会の遺伝子組み換え食品の表示に関する作業グループでの検討が急がれているが、3月14日から4日間、日本の幕張で、日本が議長となってコーデックス委員会が開催される予定となっており、組み換え食品の安全性評価にかかる基本原則等について議論の詰めが行われる見込みである。

一方経済協力開発機構(OECD)は表示や販売に関する国際的な指針づくりに乗り出しており、WTOシアトル会議でのNGO等の抗議が決裂の一因となったこともあって、消費者、環境団体等NGO等の意見も含めて整理していくこととしている。

また、途上国には種子支配に走る先進国に対して「原種の権利」を主張する動きも

あり、遺伝子資源をめぐる「南北対立」も存在している。

なお、この1月にカナダ・モントリオールで開かれた生物多様性条約特別締約国会議で、組み換え動植物が在来種との交配などを通じて生態系に悪影響を及ぼすことを防止することをねらいとする「バイオ安全議定書(カルタヘナ議定書)」が採択された。

これは組み換え作物の種子を農家が栽培用に購入したり、研究目的で輸入したりする場合、輸出業者が事前に安全性をチェックして輸入国政府に通知し、同意を得ることを義務づけようとするものである。一方、大豆やトウモロコシ、ナタネなど食品や飼料、加工用の組み換え品種は事前通知の対象から除外されている。しかしながら輸出国よりも厳しい安全基準を設けている国にあっては輸入時に再審査できる規定を設け、輸入国が独自に判断することができるとされている。

これは遺伝子組み換え作物に関する初の国際規制であり、輸入禁止もあり得るとするものではあるが、議定書にはWTOなどほかの国際協定に影響を及ぼさないことが明記され、WTOに輸入禁止措置を提訴する余地を残すなど、^(注10)あらためてWTOの場で激しい議論が展開されることは必至の情勢にある。

c. 表示

遺伝子組み換え食品の表示については、農林水産省において消費者、生産者、生産・流通関係者、学識経験者からなる食品表示

問題懇談会を設置して検討を重ね、昨年の8月10日に最終報告をとりまとめた。結果的には安全性に不安を持つ消費者の要望に対応し、遺伝子組み換え食品を含有していることが科学的に検証可能な指定食品30品目について、食品メーカーや販売業者に表示を義務づけることを決定したものである(第3表)。

義務表示の対象となる指定食品の内容は、現時点での食品の分類、流通、検証等の実態、技術的な可能性・制約や、今後の状況変化等を踏まえて、適宜必要な見直しを行っていくこととされている。

インターネットによる意見集約(パブリックコメント)の結果等を踏まえて、本年4月に新たな品質表示基準を告示し、来年

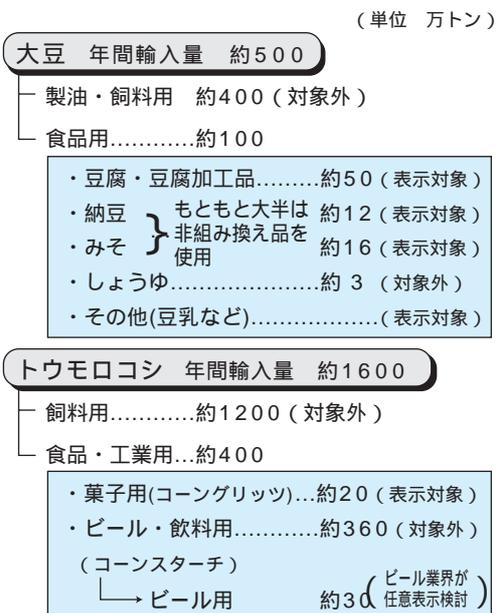
第3表 遺伝子組み換え食品の表示の内容及び実施の方法
「食品表示問題懇談会遺伝子組換え食品部会」報告の骨子

食品の分類	品目	表示方法
組成、栄養素、用途等に関して従来の食品と同等でない遺伝子組み換え農産物及びこれを原材料とする加工食品	指定食品(予定) 高オレイン酸大豆並びに同大豆油及びその製品(現在、安全性評価申請中で確認後指定予定)	・「大豆(高オレイン酸・遺伝子組み換え)」等の義務表示
従来のものと組成、栄養素、用途等は同等である遺伝子組み換え農産物が存在する作目(大豆、トウモロコシ、ジャガイモ、(ナタネ、綿実)に係る農産物及びこれを原材料とする加工食品であって、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたタンパク質が存在するもの	指定食品(予定) 豆腐・豆腐加工品 凍豆腐、おから、ゆば 大豆(調理用) 枝豆 大豆もやし 納豆 豆乳 みそ 煮豆 大豆缶詰 きな粉 煎り豆 コーンスナック菓子 コーンスターチ トウモロコシ(生食用) ポップコーン 冷凍・缶詰トウモロコシ これらを主な原材料とする食品 ジャガイモ(生食用) 大豆粉を主な原材料とする食品 植物タンパクを主な原材料とする食品 コーンフラワーを主な原材料とする食品 コーングリッツを主な原材料とする食品	・遺伝子組み換え農産物を原材料とする場合 「大豆(遺伝子組み換え)」,「大豆(遺伝子組み換えのもの)を分別)」等の義務表示 ・遺伝子組み換えが不分別の農産物を原材料とする場合 「大豆(遺伝子組み換え不分別)」等の義務表示 ・生産・流通段階を通じて分別された非遺伝子組み換え農産物を原材料とする場合 「大豆(遺伝子組み換えでない)」,「大豆(遺伝子組み換えでないものを分別)」等の任意表示又は表示不要
従来のものと組成、栄養素、用途等が同等である遺伝子組み換え農産物が存在する作目(大豆、トウモロコシ、ジャガイモ、ナタネ、綿実)に係る農産物を原材料とする加工食品であって、組み換えられたDNA及びこれによって生じたタンパク質が加工工程で除去・分解等されることにより、食品中に存在していないもの	醤油 大豆油 コーンフレーク 水飴 異性化液糖 デキストリン コーン油 ナタネ油 綿実油 マッシュポテト ジャガイモ澱粉 ポテトフレーク 冷凍・缶詰・レトルトのジャガイモ製品 —これらを主な原材料とする食品	・表示不要 ・ただし、生産・流通段階を通じて分別された非遺伝子組み換え農産物を原材料とする加工食品にあっては、「なたね(遺伝子組み換えでない)」,「なたね(遺伝子組み換えでないものを分別)」等の任意表示が可能

資料 農林水産省

- (注)1. 品目欄の食品は、技術的検討のための小委員会報告において、現在、安全性評価確認済みの6作物22品種のうち、現実に流通している大豆、トウモロコシ、ジャガイモ、ナタネ、綿実を原材料とする食品として整理されたもの。
2. 「主な原材料」とは全原材料中重量が上位3品目で、かつ、食品中に占める重量が5%以上のもの。
3. 酒類(ビール、ウイスキー、焼酎)は、上記表の3つ目の分類に該当。

第2図 輸入穀物の用途と表示区分



資料 日本経済新聞99年10月13日から作成

4月から実施することとされている。

本表示については改正JAS法に根拠が置かれている。

なお、表示と輸入穀物用途とを組み合わせたものが第2図で、表示対象となるのは大豆で食品用の約100万トンとトウモロコシの食品用のうちスナック菓子に使う約20万トンにとどまっており、製油用、飼料用、ビール・飲料用の大量に穀物を消費するものについては表示対象外とされている。

d. 検査・認証

表示の義務化にともなって第三者による認証が必要となるが、これをビジネスチャンスと受け止め、検査認証団体を設立する動きも急である。

農林水産・運輸両省の認可団体である日本油料検定協会が検査・認証業務をスター

トさせたほか、民間では三菱商事が宝酒造、日商岩井が臨床検査大手のビー・エム・エルと組んで共同出資による認証会社を設立するほか、その他大手商社も海外を含めた認証会社への検査委託を具体化する方向にある。

なお、あくまで検査・認証は遺伝子組み換え作物であるかどうかを判定するものであり、その安全性審査・確認とは別個のものである。安全性審査についてはこれまでガイドラインに基づいて業者が自主的に審査を受ける制度になっていたが、2001年4月から、食品衛生法での「食品・添加物等の規格基準」による審査が義務づけられることとなり、未承認食品の輸入、製造、販売が法律で禁止され、罰則も適用されることとなった。^(注11)

(注7) 日本農業新聞99年10月13日

(注8) 農林水産省資料

(注9) 日本経済新聞99年8月27日、その他

(注10) 日本経済新聞2000年1月30日、朝日新聞2000年1月30日

(注11) 日本経済新聞2000年1月22日

4. 最近の動向

安全性

続いて安全性確保策のうち、最近急速な拡がりを見ているISO、HACCPについて取り上げる。

(注12)

(1) ISO

a. 動向

ISO(International Organization for Stand

ardization) 自体は国際標準化機構と訳され、規格の統一化を図るための国際組織であり、製品やサービスが流通する際の、各国の規格の違いからくる貿易障壁を取り除くことに設立の目的を置いている。

第二次世界大戦後、1947年に設立されており、本部はスイスのジュネーブに置かれ、加盟国・地域は118、10万人以上の専門家からなる200の専門委員会により、8千以上の規格を定める巨大な組織である。

軍需、宇宙、原子力など絶対的な安全性を要求される産業の興隆にともなって国際規格を求める声が大きくなり、76年に品質保証に関する委員会が設置され、87年には9000sが、96年には14000sが制定された。

b . ISOの内容 ISO9000s

ISO9000sは品質管理および保証の規格である。製品そのものではなく、製品やサービスの質はそれを生み出すプロセスに依存するものであるとすることに特徴をもち、企業の品質保証体制への要求を規定した規格をいう。すなわち徹底したマニュアル化によって組織と責任の所在を明確化し業務の手順化をはかることによって、標準・可視化を実現したものである。

ISO9000sは現在、90か国以上の国で自国の規格とされ、認証を取得した企業は15万社で、93年の欧州市場統合にともない、欧州諸国では輸入品に対してISO規格を求めるケースが増加しており、このため市場参入を目指して世界中で認定取得が急増した。

我が国の認証取得済み企業は5千であり、イギリスの3万社とは大きな開きがある。

c . ISOの内容 ISO14000s

ISO9000sが品質管理・品質保証に関するものであるのに対してISO14000sは環境マネジメントに関するものである。

ISO14000sは、法的な環境基準を設定するのではなく、企業が自主的に環境負荷を低減するシステムを構築することそのものにねらいがあり、これを消費者にも見えるように文書化し、第三者が認証するシステムとなっている。

99年10月1日現在のISO14001の登録件数は世界全体で約1万2千件、このうち日本は2,500件と登録件数では最も多くなっており、ドイツ、イギリス、スウェーデン等がこれに次いでいるとともに、急速な増加を示している。

d . ISOとTQC、JISとの関係

我が国産業界は、TQC (Total Quality Control小集団を組織し、製品製造、従業員の心構えも含めた全社品質管理) により戦後高度経済成長を実現し、世界経済をリードしてきた。このTQCが消費者が要求する品質を満たすための企業による自発的活動であるのに対して、ISO9000sは、消費者の要求への対応の前に、消費者が確認可能なシステムそのものを構築するところに特徴がある。

また、日本企業はJISによって自社製品

の品質の維持・向上を果たしてきたが、これが共通の物差しである品質保証システム設定の遅れを招来することになった面もあると言われている。こうしたなかで91年、JIS規格(日本工業規格)の中にJISZ9900sとして、ISO9000sがそのまま取り入れられ、ISO導入の環境整備がはかられてきた。

e. 農業とISO14000s

我が国でのISO14001の審査登録企業は、電気機械、化学工業、機械等が大きなシェアを占めており、農業関連はごくわずかにとどまっている。

しかしながら、環境重視の時代の流れに対応して全農営農・技術センターや千葉県・山武郡市農協睦岡支所がISO14001を取得するなどの先駆的動きがみられるようになってきた。

ここで山武郡市農協睦岡支所の動きはきわめて重要であると考えられることから若干補足しておく。有機農産物にかかる認証は野菜の場合で2年以上無農薬・無化学肥料により栽培することが要件となるが、ISO14000sは法的な環境基準を遵守することではなく、自主的に環境への負荷を軽減していくシステムであるところにねらいが置かれたものである。したがって地域の気候風土、生産者の技術レベル等に合わせた実情に沿った基準(例えば有機栽培に加えて、農薬・化学肥料の使用量を慣行栽培の一定割合減少)を設け、これについてISO14000sの認証を受けたものである。このように環境条件等に合った自主基準を作成し、これ

にもとづいて栽培した農産物について第三者の認証を得ることにより消費者の信頼獲得とブランド化を可能にしているものである。^(注13)

(注12) ISOについて体系的に紹介した資料が少なく、湊文社『アクアネット』(1998年12月号)の「ISOとは何か」を中心に整理した。

(注13) (株)農業食品監査システム(AFAS)は、有機栽培基準に合致しているかどうかを判定する「基準認証」方式ではなく、ISO14000sの環境マネジメント手法を取り入れて、栽培農産物の生産から売り場までの“履歴書”を提示する「システム認証」方式を採用しての認証業務を開始している。山武郡市農協睦岡支所もAFASの認証を受けている。

(2) HACCP

a. 動向

HACCPは一般的には宇宙船の中で食中毒を発生させないために考案されたシステムであるとされているが、そもそもは宇宙ロケットの部品の履歴・購入先等のチェックシステムに源を発しているともいわれている。

先進国で最も早くHACCP導入に取り組んだのがニュージーランドで乳製品を対象に85年に法的対応を発効させている。その後92、93年にかけてカナダ、オーストラリア、ニュージーランドで水産製品、畜産製品にかかる法的措置をスタートさせている。

欧米ではO-157や食中毒が急増し、死者も含めて多数の被害者を出したことをきっかけに、新しい衛生管理方式としてHACCPの導入が積極的にすすめられることになった。すなわちEUでは95年域内お

よび輸入の水産物，食肉製品，乳製品の製造に対してHACCP方式に基づく新規制を制定し，加盟各国は自国の食品衛生規制の中にHACCP導入を盛り込むことを求めている。^(注14)

また，アメリカは97年にクリントン大統領が21世紀に向けて食品の安全性確保をより強化する声明を発表するとともに「農場から食卓まで」をスローガンに強力にHACCPの推進をはかっているが，同年，水産食品に対するHACCPの実施を義務づける連邦規則が発効しており，続いて食肉，食鶏肉，ジュースが対象とされてきた。

ところで我が国は製品の安全性に対する消費者の意識の高まりを背景に，95年，製品の欠陥により被害が生じた場合の損害賠償の責任のルールを定めた「製造物責任法（PL法）」が施行された。あわせて食品衛生法が改正され，HACCPによる衛生管理手法を用いた総合衛生管理製造過程の承認制度が導入され，現在では乳・乳製品，食肉製品，魚肉ねり製品，容器包装詰加圧加熱殺菌食品（缶詰，レトルト食品）が対象とされている。

なお，アメリカ，EUは強制法によりHACCPの導入を義務化しているのに対して，我が国を含むその他諸国は自主導入，自主管理を基本としている。

b．HACCPの内容

HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point 我が国では「ハセップ」「ハシップ」

等とよばれている。）とは文字どおり重要管理点の危害分析のことで「食品の原材料の生産から始まり，製造，加工，保存，流通を経て最終消費者の手に渡るまでの各段階で発生するおそれのある微生物危害について調査し，危害を防除するための監視を行うことにより，食品の安全性，健全性および品質を確保するための計画的な監視方式」を指す。

具体的には各重要管理点ごとに管理基準等を定め，モニタリングを行い，記録を保存するなど，工程管理を中心とするものであって，製品検査を中心とするシステムとは異なっている。具体的には特に重要な工程を5か所以内に絞り，ここを徹底的にチェックすることが多く，いわば関所のシステムといえるものである。^(注15)

c．HACCPの必要性

HACCPが各国で積極的に導入されるようになってきた理由についてHACCPコンサルタント加藤光夫氏は以下の3点をあげておられる。

バクテリアが強くなってきている。

- ・ O-157は1982年時点では数時間で死滅したものが，最近では水があれば8週間生存可能に。

- ・ サルモネラ・エンテリティディスが卵の黄身の中に存在するようになった。（すぐに10℃以下に冷やす必要あり）

- ・ 減塩志向が広がり食品の塩分が低下

取引基準になりつつある。
企業力（収益性向上）

に関連して言えば、95年4月10日から同年12月6日まで、我が国の水産加工場の衛生条件が水産HACCP指令にもとづくEU基準に達していないとの指摘を受け、我が国水産製品をEUに輸出できなかったことをご記憶の方も多いただろう。このようにEUやアメリカでは他国から輸入される水産食品等についてもHACCP規制の対象となることから、日本から欧米へ輸出されるものについてもHACCP対応が必須とされることになる。

d．普及状況及び認証

我が国では既にかなりの導入がはかられており、生協、量販店、フードサービス等では特に熱心な取り組みがみられている。

HACCPの認証については現在、日本食肉加工協会、日本缶詰協会、日本炊飯協会、大日本水産会、日本乳業技術協会、全国味噌工業協同組合連合会の6団体が指定認定機関として認定を受けており、これらが認証を行っている。

e．コーデックス等との関係

HACCPは工程管理にかかるシステムそのものであり、直接的な国際機関等との関係はない。しかしながら先にもみたように欧米での積極的な取り組みもあって、コーデックスでも97年の総会で食品衛生の一般原則と合わせてHACCPシステムとその適用に関するガイドラインを採択している。

f．HACCPとISO

HACCPはあくまで食品を対象とした衛生・品質管理であるのに対して、ISOは全産業を対象にしており、さらにISO9000sは品質管理・品質保証を、ISO14000sは環境マネジメントシステムに関するものである。

したがってHACCPとISOとは重畳しているとともに、ISOのほうが対象領域が広いことから、食品産業の場合にはHACCPを優先して導入し、そのうえでこれも含めた全体でISO9000sとしてシステム認証を取得するのがのぞましいとも言われている。

g．問題点

HACCPを導入するのにもなって施設投資は必ずしも必要とはしないといわれながらも、実際には施設投資を余儀なくされることが多いとされている。^(注16)

また徹底的な管理が行われるため塩素消毒等による殺菌、滅菌等が頻繁に行われるため、塩素系の過剰使用傾向が指摘されている。^(注17)

(注14) 「日本型食生活を存続させる柔軟なHACCPの導入を」『アクアネット』1999年1月号

(注15) HACCPシステムの12手順

手順1：HACCPチームを編成する。

手順2：製品の特徴を確認する。

手順3：製品の使用方法を確認する。

手順4：製造工程一覧図、施設の図面及び標準作業書の作成

手順5：製造工程一覧図の現場での確認

手順6：危害を分析する。

手順7：重要管理点(CCP)を設定する。

手順8：管理基準を設定する。

手順9：測定方法(モニタリング)を設定する。

手順10：改善措置を設定する。

手順11：検証方法を設定

手順12：記録の維持管理

(注16) HACCP導入にともなう施設導入を支援するため、農林漁業金融公庫式の利用、税制の優遇措置が設けられている。

(注17) 久慈 力「アメリカ輸入の新衛生システム・HACCPをめぐる問題点」『農業情報』No. 452

5. コーデックス等国際基準と WTOとの関連

ここまで表示・認証と安全性確保施策とに分けて最近の動向を中心にみてきたが、これらの背後にあって度々顔をのぞかせてきたのが、コーデックス基準を中心とした国際基準であった。そこで次にこのコーデックス委員会とはいかなる組織であり、コーデックスの基準はどの程度の強制力をもっているのかについてみる。

(1) コーデックス委員会

コーデックス委員会は、FAOおよびWHOにより設置された国際機関である食品規格委員会の通称である。コーデックス委員会は1962年、消費者の健康の保護および食品の公正な貿易を確保すること、国際政府機関、国際NGOにより取り組まれているすべての食品規格業務の調整の促進等を目的として設置されたものであり、我が国は66年に参加し、97年現在では156か国が参加している。

コーデックス委員会は、基準を決定する規格部会と、その基準を採択する総会とからなっている。^(注18) 規格部会は多数存在し、各

規格部会は参加国のスポンサー制となっており、その規格部会が自国の利害にとって重要であるとする国が議長国をつとめる仕組みとなっている。また、各国代表団は政府関係者と合わせて多数の企業参加者、それに若干のコンサルタント、NGOによって^(注19)構成されている。

(2) コーデックス基準等国際基準と GATT, WTO

ここでWTOに先立ってのガット合意の内容をみると、検疫・衛生措置が貿易障壁とならないよう国際基準に沿った各国の対応を求めている。^(注20)

一方コーデックス委員会では、消費者保護や公正な貿易確保のため、各国が集まって国際規格等を策定し、各国がその規格等を採用することを奨励するにとどまり、コーデックス規格そのものは参加国に対して強制力は有しないこととされている。しかしながら、WTO協定下の「貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)」において、地理的な条件等合理的な理由がない限りは、国際規格を基礎とすることとされている。

また、SPS協定でも、加盟国は、科学的に正当な理由がある場合、国際基準等によるよりも高い保護の水準をもたらすSPS措置を導入することができる^(注21)とされているものの、ある特定の安全基準が貿易障壁であるとして提訴された場合、訴えられた国は、科学的な証拠を示して、当該基準が必要最低限であると同時に、貿易に対する

第4表 SPS協定とTBT協定

	SPS協定	TBT協定
対 象	安全性	表示の基準（規格）
関連する国内制度	植物検疫・動物検疫，食品衛生等	JAS・JIS等
国際基準策定機関	IPPC・OIE・CODEX	CODEX・ISO
協定の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・人，動物又は植物の生命又は健康の保護に必要な措置が貿易にもたらす悪影響を最小限にする ・措置は原則として国際基準に基づいている ・科学的に正当な理由がある場合，国際基準より厳しい水準での措置が可能 ・科学的証拠が不十分な場合，事後の再検討を条件に暫定的な措置が可能 ・導入する措置に係る内外無差別取扱い ・導入する措置に係る手続の平等 ・導入する措置に係る通報義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・産品及び生産工程に関する規格が不必要な貿易の障害をもたらすことを防止する ・国際規格があれば原則としてこれを基礎として用いる ・導入する規格に係る内外無差別取扱い ・導入する規格に係る手続の平等 ・導入する強制規格に係る通報義務

資料 農林水産省

(注) 用語説明
 IPPC「国際植物防疫条約」
 OIE「国際獣疫事務局」
 CODEX「FAO/WHO合同食品規格委員会」
 ISO「国際標準化機構」

悪影響が最も少ない措置であることを証明しなくてはならず、「食品規格の談判の根拠を科学のみに委ねる限り，そしてその科学の正当性はコーデックス委員会の定める国際基準の科学的原則と規定する限り，ガットの国際基準より厳しい基準の設定は限りなく不可能に近く」^(注21)，実質的にはコーデックス規格を基礎とすることが半ば義務化されている（第4表）。

これまでコーデックス基準は検疫・衛生措置を中心とする安全性確保施策に関するハーモニゼーションの問題のなかで議論がなされてきた。

しかしながら有機食品等にかかる基準をはじめとしてその影響力を拡大しつつある

とともに，HACCP等も同様の傾向にあり，これら基準が食品・農産物全般にわたってまさにグローバルスタンダードとしての強制力を身につけ始めているのである。

(注18) 機構としては，執行委員会，全般問題規格部会，地域調整委員会，専門家委員会，食品規格部会，及び品目別部会が存在している。（嘉田良平『世界の食品安全基準』農山漁村文化協会）

(注19) 伊庭みか子「ハーモニゼーションを問う」『農業と経済』93年臨時増刊号

(注20) ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の概要（関連部分のみ）

「4. 検疫・衛生

検疫・衛生措置が偽装された貿易制限となることを防止し，国際基準に基づいて各国の検疫・衛生措置の調和を図ること等を目的とする。

(1) 国際基準が存在する場合には，自国の検疫・衛生措置を国際基準み基づかせることを原則とするが，科学的正当性等情况がある場合には，国際基準よりも厳しい措置を採用し，維持することができる。

(2) 各国の検疫・衛生措置を通報することにより，透明性を確保する。」

（農林水産省資料より）

(注21) (注19)に同じ

6. 問題点と今後の対応

(1) 表示制度等と国際基準の持つ問題点

表示・認証制度については，有機食品基準策定で典型的にみられるように，実態的にはコーデックス基準が各国基準の基礎基準の役割を果たしており，我が国の立場からすればきわめて厳しい基準が策定され，国内生産による対応を困難化させている。

一方，検疫・衛生措置についても「各国

は国際基準を優先して採用し、国際基準より厳しい基準の採用にあたっては『有効な科学的根拠』が必要であるとされており、各国の自然的・社会的条件等の相違によりより厳しい安全基準を設けることは困難となり、相対的に緩やかな基準で統一されざるを得ない仕組みとなっている。

また、安全性確保施策のうちHACCPについては93年にコーデックスのガイドラインはつくられている以外には直接的な関連はなく、規制でも法律でもなく、なんら法的根拠も強制力もないとされているものの、実態は先にみたようにこれらも国際基準化しつつあり、これへの対応抜きにしては円滑な輸出が次第に困難になってきているのである。

すなわちコーデックス基準を中心とする国際基準がグローバル・スタンダード化することにより、次のような問題点が指摘される。

国際基準を設けるにあたって、どうしても低位のレベルに合わせざるを得ないことによる安全性レベルの低下を招いている。

国際基準との調和、ハーモニゼーションにより食品・農産物の貿易・流通は拡大する一方で、本来食品・農産物が持つ地域性が喪失されつつある。

さらに付け加えれば広域流通、国際貿易を前提にしてHACCPにより徹底的な衛生管理が行われるためともすれば塩素消毒等による過剰な殺菌・滅菌処理が行われがちで人間の体の中に存在する雑菌

まで排除することになり、健康への悪影響が懸念される。

(2) 対応課題

以上鏤々述べてきたが、表示・認証制度や安全性にかかる基準・仕組みは、消費者ニーズへの対応、我が国の食料自給構造、流通事情からして必要不可欠なもの、避けられないものとなってしまっており、その流れを逆転させることはもはや不可能な情勢に至っているというのが筆者の基本認識である。真の意味でのハーモニゼーション（調和）を確立し、安全性の確保と消費者ニーズへの十全な対応をはかっていくためにはいくつかの基本的課題に取り組んでいく必要がある。

まず第一が、表示・認証もふくめてこれら基準等は、農産物・食品の広域流通を前提としたものであり、広域流通であるが故に表示なり、安全性確保施策が必要とされているものである。あくまで基本は自給なり地場流通であり、これを広域流通が補完する関係にあることをあらためて明確化しておく必要がある。

第二に、地域性を無視した国際基準では消費者のニーズに十分対応可能な安全性レベルを確保していくことは困難であり、一方で厳格な表示がルール化されるなかでは有機農産物にみるように国内での生産は困難であり、有機表示の大半は輸入ものということになりかねない。

したがって各国の地域性にも十分配慮した国際基準、あるいはその位置づけ・取扱

いが求められるのであって、こうした国際基準と地域性の両立、真の意味での調和＝ハーモニゼーションが必要とされているのである。

第三に、農薬、食品添加物にかかる問題にとどまらず、遺伝子組み換え食品、外因性内分泌かく乱物質（＝環境ホルモン）等次々と新たな問題が提起されている。

こうした状況に対応していくためには、EU創設の基本となるマーストリヒト条約の第3条b項の補完の原則（EU内の政策は地域レベルや国レベルを原則に決定されるべきであって、より高次のEUレベルで実施したときに大きな効果を発揮されると判断される場合においてのみ、EU統一の政策で対応して（注22）もよい）や、EUの遺伝子組み換え作物についての理事会指令90/220における安全審査で実質的同等性の確保についての評価を慎重の原則（「不可逆的な変化が懸念されるものについては、安易に事態が進むことがないように、規制を行ううえで慎重な行動をすべきだ」という原則である。環境政策の取り組み方針として、単一欧州議定書において、「予防措置の原則」、さらにマーストリヒト条約で（注23）「慎重の原則」が加えられることになった。）

をもって行っていく等、確固とした地域性や安全性についての認識確立なしには毅然とした対応は困難である。

いずれにしても本稿で取り上げてきた問題は消費者ときわめて密接にかかわるものであり、生産者サイドも自らの問題としてかわり、国民全体の問題として取り組んでいくべき重要課題である。

（注22）中島康博「EUにおける食品の安全制度～その理念と取り組み」(『農業と経済』1999年8月号)では、EU安全制度の背景にあるものとして、マーストリヒト条約、補完性の原則、相互承認の原則（EU内のある加盟国において合法的に生産・販売されている製品は、他の加盟国においても自動的に許可され流通されるという考え方）、SPS協定、コーデックスがあげられている。

（注23）（注22）に同じ

<参考文献>

- ・神山美智子・伊庭みか子・田坂興亜『ガットの落とし穴 食品安全基準』家の光協会1992年7月
- ・嘉田良平『世界の食品安全基準』農山漁村文化協会1997年7月
- ・(財)食料・農業政策研究センター『食料政策研究』1999 100
- ・同上1999 98
- ・富民協会・毎日新聞社『農業と経済』1999年8月号
- ・同上1993年臨時増刊号
- ・拙著『持続型農業からの日本農業再編』日本農業新聞2000年1月

（蔦谷栄一・つたやえいいち）